

表「上海市業界支援、産業強化、経済の安定成長に向けた若干措置」の主な内容

目的	支援分野	主な内容
一、業種援助、産業発展の促進支援	(一) 文化観光、スポーツ業企業への補助	・新型コロナの流行で休業を余儀なくされ、防疫対策に基づいて営業を再開した映画館や劇場、スポーツ施設に対して補助金を支給する。 ・条件を満たした「A級観光地」やホテルに対して一時補助金を支給する。
	(二) コンベンションサポート企業への補助	・2022年に上海で開催する対外経済技術の展示会において、主催者が負担する会場の賃貸費用を最大10%補助する。なお、補助金額は単一のイベントにつき100万円を上限とする。
	(三) 広告業の回復支援	・広告サービスを提供する企業および個人に、2022年第4四半期の文化事業建設費の50%を補助する。
	(四) 航空業への救助措置の強化	・航空業にPCR検査や消毒作業、安全確保のためにかかる費用を中心に、補助金を支給する。
	(五) 生活関連のサービス業の回復支援	・養老施設や育児施設を運営する中小零細企業と個人事業主に対し、国有物件を賃貸する場合の賃貸料を2022年末まで一律で免除する。条件を満たした養老施設や育児施設には、2022年1月1日から2024年12月31日まで、資源税、都市維持建設税、不動産税、都市土地使用税、印紙税、耕地占用税、教育費付加および地方教育費付加の「六税二両費」の金額を50%とする。
二、産業発展の活性化の強化	(六) 中小企業の成長支援	・初めて「規模以上の工業企業」(注1)となった中小企業に対して、上海市から最高50万円の奨励金を支給し、デジタル化管理、技術革新、法律相談、検疫検査等の面におけるサポートを提供する。
	(七) 「专精特新」(注2)型中小企業の成長支援	・市級「专精特新」型中小企業に認定された企業には、所在区政府から最低10万円の奨励金を支給する。国家級に認定された企業には最低30万円の奨励金を支給する。
	(八) ハイテク企業のイノベーション支援	・初めて「四上」企業となる有効期間内のハイテク企業に対し、前年の研究開発費用の5%、最大50万円を支給する。また、2022年第4四半期の設備投資費用を、税引き前の全額控除を認める。
	(九) 良質な企業のIPO支援	・企業の域内外の株式市場での上場を支援し、IPOに成功した企業を奨励する。
三、消費需要の促進、経済の安定成長の維持	(十) 有効な投資の積極的拡大	・小洋山北側開発(注3)や市内鉄道開発などの重大プロジェクトの企画・実施を加速し、2022年中の重大プロジェクトにおける投資額を2,000億元超とする。
	(十一) 消費需要の回復促進	・新エネルギー車の取得税の免除期間を2023年末まで延長する。 ・10億円の「愛購上海」電子消費券の相乗効果を生み出すほか、商業施設、ECプラットフォーム、小売業、飲食業、文化観光施設におけるキャンペーンの実施等を通じ、消費回復を促す。 ・スポーツ消費券を継続的に発行し、体育施設が購入する防疫用品に対して毎月1,500円の補助を行う。 ・エコ家電を購入した場合、1人1,000円を上限に購入金額のうち1割を補助する。
	(十二) 外資・貿易の安定成長の促進	・条件を満たした「第五回中国国際輸入博覧会」の出展車両の通関検査を優先させる。 ・半導体産業の監督管理方法の革新を支援し、バイオ医薬企業(研究開発機構)の研究用の輸入品原材料の許可リストを拡大する。 ・輸出後の関税還付の手続きの所要時間を、3~5日間までに短縮する。 ・対外貿易企業向けにRCEP相談窓口を設立、RCEP優遇関税率や原産地規則の検索システムを導入する。
	(十三) 重点産業企業の発展の支援	・製造業の中小零細企業と個人企業の企業所得税など「5税両費」の納付猶予期間を2022年9月1日より猶予期間満了後から更に4ヵ月延長する。
四、ビジネス環境の最適化	(十四) 中小零細企業向けローンの不良債権の補償	・中小零細企業向けのローンの不良率の基準値を0.8%に、重点産業の企業の場合は0.5%に引き下げ、与信リスクによる損失補償の比率を上げる。
	(十五) 中小零細企業向けの貸付利息の補填	・初回の商業銀行の貸付ローンを利用する際に、2%の利息補填を受けられる。なお、補填額は1企業につき20万円を上限とする。
	(十六) 企業向けの金融サービスの支援強化	・政府のワンストップサービス(一網通弁)やプラットフォーム(単一窓口)を活用し、企業向けに金融サービスの支援を行う。
	(十七) 新型コロナ関連保険商品の開発を促進	・保険会社に対して、新型コロナによる営業中断、貨物損失、健康に関連する保険商品の開発を促進するよう指導。
	(十八) 医療保険金の企業負担分の軽減	・2022年第4四半期から、住民の医療保険金(出産育児保険を含む)の企業負担分の比率を0.5ポイント削減する。 ・中小零細企業と個人企業の医療保険金(出産育児保険を含む)の2022年9月から11月までの企業負担分の納付を猶予。
	(十九) 物流費用の負担軽減	・2022年第4四半期に、道路運送車両の通行料金を10%減免、政府が料金を決定する貨物港湾サービス費を20%削減する。
	(二十) 全面的な電子発票の普及推進	・電子発票の発行を普及させ、2022年中に、重点企業と優良企業をすべてカバーする。
	(二十一) 法律面の企業支援を強化	・新型コロナで生じる各種法律リスクへの対応支援として、軽微な違法行為の処罰免除を推進し、処罰免除リストの整備を行う。
	(二十二) 雇用、市民安全と生活の保障に向けた取組を強化	・失業者の雇用補助対象を、2年以内に就職していない大学卒業生まで拡大する。

実施期間 2022年10月1日から(ただし、施策が個別に期限を定めている場合はそれに従う)。

(注1) その年の主な業務による売上高が2,000万元以上の工業企業。

(注2) 専門的、繊細、特色がある、斬新であるといった特徴を有する中小企業のことを指す。

(注3) 上海市と浙江省が小洋山の北側に、共同で新しい港区を開発するプロジェクト。

(出所) 上海市政府発表を基にジェトロ作成